目次

【平成20年6月13日法律第65号改正後】

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第二条の二―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第二章の五　特定証券情報等の提供又は公表（第二十七条の三十一－第二十七条の三十五）

第三章　金融商品取引業者等

第一節　総則

第一款　通則（第二十八条）

第二款　金融商品取引業者（第二十九条―第三十一条の五）

第三款　主要株主（第三十二条―第三十二条の四）

第四款　登録金融機関（第三十三条―第三十三条の八）

第五款　特定投資家（第三十四条―第三十四条の五）

第二節　業務

第一款　通則（第三十五条―第四十条の五）

第二款　投資助言業務に関する特則（第四十一条―第四十一条の五）

第三款　投資運用業に関する特則（第四十二条―第四十二条の八）

第四款　有価証券等管理業務に関する特則（第四十三条―第四十三条の四）

第五款　弊害防止措置等（第四十四条―第四十四条の四）

第六款　雑則（第四十五条）

第三節　経理

第一款　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第四十六条―第四十六条の六）

第二款　第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条―第四十七条の三）

第三款　登録金融機関（第四十八条―第四十八条の三）

第四款　外国法人等に対する特例（第四十九条―第四十九条の五）

第四節　監督（第五十条―第五十七条）

第五節　外国業者に関する特例

第一款　外国証券業者（第五十八条・第五十八条の二）

第二款　引受業務の一部の許可（第五十九条―第五十九条の六）

第三款　取引所取引業務の許可（第六十条―第六十条の十三）

第四款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条）

第五款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）

第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の四）

第七節　外務員（第六十四条―第六十四条の九）

第八節　雑則（第六十五条―第六十五条の六）

第三章の二　金融商品仲介業者

第一節　総則（第六十六条―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十五）

第三節　経理（第六十六条の十六―第六十六条の十八）

第四節　監督（第六十六条の十九―第六十六条の二十三）

第五節　雑則（第六十六条の二十四―第六十六条の二十六）

第四章　金融商品取引業協会

第一節　認可金融商品取引業協会

第一款　設立及び業務（第六十七条―第六十七条の二十）

第二款　協会員（第六十八条・第六十八条の二）

第三款　管理（第六十九条―第七十二条）

第四款　監督（第七十三条―第七十六条）

第五款　雑則（第七十七条―第七十七条の七）

第二節　認定金融商品取引業協会

第一款　認定及び業務（第七十八条―第七十九条）

第二款　監督（第七十九条の二―第七十九条の六）

第三節　認定投資者保護団体（第七十九条の七―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　金融商品取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の九）

第二節　金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一款　金融商品会員制法人

第一目　設立（第八十八条―第八十八条の二十二）

第二目　登記（第八十九条―第九十条）

第三目　会員（第九十一条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の二十五）

第六目　組織変更（第百一条―第百二条）

第一款の二　自主規制法人

第一目　設立（第百二条の二―第百二条の七）

第二目　登記（第百二条の八―第百二条の十一）

第三目　会員（第百二条の十二・第百二条の十三）

第四目　自主規制業務（第百二条の十四―第百二条の二十）

第五目　管理（第百二条の二十一―第百二条の三十四）

第六目　解散（第百二条の三十五―第百二条の三十九）

第二款　取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百三条―第百五条の三）

第二目　自主規制委員会（第百五条の四―第百六条の二）

第三目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第四目　金融商品取引所持株会社（第百六条の十―第百九条）

第三節　取引所金融商品市場における有価証券の売買等（第百十条―第百三十三条）

第四節　金融商品取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併

第一目　通則（第百三十六条）

第二目　会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）

第三目　会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）

第四目　会員金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の三―第百三十九条の六）

第五目　株式会社金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の七―第百三十九条の二十一）

第六目　合併の効力の発生等（第百四十条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条の四）

第六節　雑則（第百五十四条・第百五十四条の二）

第五章の二　外国金融商品取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　金融商品取引清算機関等

第一節　金融商品取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第二条の二―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第二章の五　特定証券情報等の提供又は公表（第二十七条の三十一－第二十七条の三十五）

第三章　金融商品取引業者等

第一節　総則

第一款　通則（第二十八条）

第二款　金融商品取引業者（第二十九条―第三十一条の五）

第三款　主要株主（第三十二条―第三十二条の四）

第四款　登録金融機関（第三十三条―第三十三条の八）

第五款　特定投資家（第三十四条―第三十四条の五）

第二節　業務

第一款　通則（第三十五条―第四十条の五）

第二款　投資助言業務に関する特則（第四十一条―第四十一条の五）

第三款　投資運用業に関する特則（第四十二条―第四十二条の八）

第四款　有価証券等管理業務に関する特則（第四十三条―第四十三条の四）

第五款　弊害防止措置等（第四十四条―第四十四条の四）

第六款　雑則（第四十五条）

第三節　経理

第一款　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第四十六条―第四十六条の六）

第二款　第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条―第四十七条の三）

第三款　登録金融機関（第四十八条―第四十八条の三）

第四款　外国法人等に対する特例（第四十九条―第四十九条の五）

第四節　監督（第五十条―第五十七条）

第五節　外国業者に関する特例

第一款　外国証券業者（第五十八条・第五十八条の二）

第二款　引受業務の一部の許可（第五十九条―第五十九条の六）

第三款　取引所取引業務の許可（第六十条―第六十条の十三）

第四款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条）

第五款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）

第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の四）

第七節　外務員（第六十四条―第六十四条の九）

第八節　雑則（第六十五条―第六十五条の六）

第三章の二　金融商品仲介業者

第一節　総則（第六十六条―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十五）

第三節　経理（第六十六条の十六―第六十六条の十八）

第四節　監督（第六十六条の十九―第六十六条の二十三）

第五節　雑則（第六十六条の二十四―第六十六条の二十六）

第四章　金融商品取引業協会

第一節　認可金融商品取引業協会

第一款　設立及び業務（第六十七条―第六十七条の二十）

第二款　協会員（第六十八条・第六十八条の二）

第三款　管理（第六十九条―第七十二条）

第四款　監督（第七十三条―第七十六条）

第五款　雑則（第七十七条―第七十七条の七）

第二節　認定金融商品取引業協会

第一款　認定及び業務（第七十八条―第七十九条）

第二款　監督（第七十九条の二―第七十九条の六）

第三節　認定投資者保護団体（第七十九条の七―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　金融商品取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の九）

第二節　金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一款　金融商品会員制法人

第一目　設立（第八十八条―第八十八条の二十二）

第二目　登記（第八十九条―第九十条）

第三目　会員（第九十一条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の二十五）

第六目　組織変更（第百一条―第百二条）

第一款の二　自主規制法人

第一目　設立（第百二条の二―第百二条の七）

第二目　登記（第百二条の八―第百二条の十一）

第三目　会員（第百二条の十二・第百二条の十三）

第四目　自主規制業務（第百二条の十四―第百二条の二十）

第五目　管理（第百二条の二十一―第百二条の三十四）

第六目　解散（第百二条の三十五―第百二条の三十九）

第二款　取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百三条―第百五条の三）

第二目　自主規制委員会（第百五条の四―第百六条の二）

第三目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第四目　金融商品取引所持株会社（第百六条の十―第百九条）

第三節　取引所金融商品市場における有価証券の売買等（第百十条―第百三十三条）

第四節　金融商品取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併

第一目　通則（第百三十六条）

第二目　会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）

第三目　会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）

第四目　会員金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の三―第百三十九条の六）

第五目　株式会社金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の七―第百三十九条の二十一）

第六目　合併の効力の発生等（第百四十条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条の四）

第六節　雑則（第百五十四条・第百五十四条の二）

第五章の二　外国金融商品取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　金融商品取引清算機関等

第一節　金融商品取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

（改正前）

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第二条の二―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

（第二章の五　新設）

第三章　金融商品取引業者等

第一節　総則

第一款　通則（第二十八条）

第二款　金融商品取引業者（第二十九条―第三十一条の五）

第三款　主要株主（第三十二条―第三十二条の四）

第四款　登録金融機関（第三十三条―第三十三条の八）

第五款　特定投資家（第三十四条―第三十四条の五）

第二節　業務

第一款　通則（第三十五条―第四十条の三）

第二款　投資助言業務に関する特則（第四十一条―第四十一条の五）

第三款　投資運用業に関する特則（第四十二条―第四十二条の八）

第四款　有価証券等管理業務に関する特則（第四十三条―第四十三条の四）

第五款　弊害防止措置等（第四十四条―第四十四条の四）

第六款　雑則（第四十五条）

第三節　経理

第一款　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第四十六条―第四十六条の六）

第二款　第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条―第四十七条の三）

第三款　登録金融機関（第四十八条―第四十八条の三）

第四款　外国法人等に対する特例（第四十九条―第四十九条の五）

第四節　監督（第五十条―第五十七条）

第五節　外国業者に関する特例

第一款　外国証券業者（第五十八条・第五十八条の二）

第二款　引受業務の一部の許可（第五十九条―第五十九条の六）

第三款　取引所取引業務の許可（第六十条―第六十条の十三）

第四款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条）

第五款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）

第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の四）

第七節　外務員（第六十四条―第六十四条の九）

第八節　雑則（第六十五条―第六十五条の六）

第三章の二　金融商品仲介業者

第一節　総則（第六十六条―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十五）

第三節　経理（第六十六条の十六―第六十六条の十八）

第四節　監督（第六十六条の十九―第六十六条の二十三）

第五節　雑則（第六十六条の二十四―第六十六条の二十六）

第四章　金融商品取引業協会

第一節　認可金融商品取引業協会

第一款　設立及び業務（第六十七条―第六十七条の二十）

第二款　協会員（第六十八条・第六十八条の二）

第三款　管理（第六十九条―第七十二条）

第四款　監督（第七十三条―第七十六条）

第五款　雑則（第七十七条―第七十七条の七）

第二節　認定金融商品取引業協会

第一款　認定及び業務（第七十八条―第七十九条）

第二款　監督（第七十九条の二―第七十九条の六）

第三節　認定投資者保護団体（第七十九条の七―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　金融商品取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の九）

第二節　金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一款　金融商品会員制法人

第一目　設立（第八十八条―第八十八条の二十二）

第二目　登記（第八十九条―第九十条）

第三目　会員（第九十一条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の二十五）

第六目　組織変更（第百一条―第百二条）

第一款の二　自主規制法人

第一目　設立（第百二条の二―第百二条の七）

第二目　登記（第百二条の八―第百二条の十一）

第三目　会員（第百二条の十二・第百二条の十三）

第四目　自主規制業務（第百二条の十四―第百二条の二十）

第五目　管理（第百二条の二十一―第百二条の三十四）

第六目　解散（第百二条の三十五―第百二条の三十九）

第二款　取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百三条―第百五条の三）

第二目　自主規制委員会（第百五条の四―第百六条の二）

第三目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第四目　金融商品取引所持株会社（第百六条の十―第百九条）

第三節　取引所金融商品市場における有価証券の売買等（第百十条―第百三十三条）

第四節　金融商品取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併

第一目　通則（第百三十六条）

第二目　会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）

第三目　会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）

第四目　会員金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の三―第百三十九条の六）

第五目　株式会社金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の七―第百三十九条の二十一）

第六目　合併の効力の発生等（第百四十条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条の四）

第六節　雑則（第百五十四条・第百五十四条の二）

第五章の二　外国金融商品取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　金融商品取引清算機関等

第一節　金融商品取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第二条の二―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　金融商品取引業者等

第一節　総則

第一款　通則（第二十八条）

第二款　金融商品取引業者（第二十九条―第三十一条の五）

第三款　主要株主（第三十二条―第三十二条の四）

第四款　登録金融機関（第三十三条―第三十三条の八）

第五款　特定投資家（第三十四条―第三十四条の五）

第二節　業務

第一款　通則（第三十五条―第四十条の三）

第二款　投資助言業務に関する特則（第四十一条―第四十一条の五）

第三款　投資運用業に関する特則（第四十二条―第四十二条の八）

第四款　有価証券等管理業務に関する特則（第四十三条―第四十三条の四）

第五款　弊害防止措置等（第四十四条―第四十四条の四）

第六款　雑則（第四十五条）

第三節　経理

第一款　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第四十六条―第四十六条の六）

第二款　第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条―第四十七条の三）

第三款　登録金融機関（第四十八条―第四十八条の三）

第四款　外国法人等に対する特例（第四十九条―第四十九条の五）

第四節　監督（第五十条―第五十七条）

第五節　外国業者に関する特例

第一款　外国証券業者（第五十八条・第五十八条の二）

第二款　引受業務の一部の許可（第五十九条―第五十九条の六）

第三款　取引所取引業務の許可（第六十条―第六十条の十三）

第四款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条）

第五款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）

第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の四）

第七節　外務員（第六十四条―第六十四条の九）

第八節　雑則（第六十五条―第六十五条の六）

第三章の二　金融商品仲介業者

第一節　総則（第六十六条―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十五）

第三節　経理（第六十六条の十六―第六十六条の十八）

第四節　監督（第六十六条の十九―第六十六条の二十三）

第五節　雑則（第六十六条の二十四―第六十六条の二十六）

第四章　金融商品取引業協会

第一節　認可金融商品取引業協会

第一款　設立及び業務（第六十七条―第六十七条の二十）

第二款　協会員（第六十八条・第六十八条の二）

第三款　管理（第六十九条―第七十二条）

第四款　監督（第七十三条―第七十六条）

第五款　雑則（第七十七条―第七十七条の七）

第二節　認定金融商品取引業協会

第一款　認定及び業務（第七十八条―第七十九条）

第二款　監督（第七十九条の二― 第七十九条の六）

第三節　認定投資者保護団体（第七十九条の七―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　金融商品取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の九）

第二節　金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一款　金融商品会員制法人

第一目　設立（第八十八条―第八十八条の二十二）

第二目　登記（第八十九条―第九十条）

第三目　会員（第九十一条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の二十五）

第六目　組織変更（第百一条― 第百二条）

第一款の二　自主規制法人

第一目　設立（第百二条の二― 第百二条の七）

第二目　登記（第百二条の八― 第百二条の十一）

第三目　会員（第百二条の十二・第百二条の十三）

第四目　自主規制業務（第百二条の十四―第百二条の二十）

第五目　管理（第百二条の二十一―第百二条の三十四）

第六目　解散（第百二条の三十五―第百二条の三十九）

第二款　取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百三条―第百五条の三）

第二目　自主規制委員会（第百五条の四―第百六条の二）

第三目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第四目　金融商品取引所持株会社（第百六条の十―第百九条）

第三節　取引所金融商品市場における有価証券の売買等（第百十条―第百三十三条）

第四節　金融商品取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併

第一目　通則（第百三十六条）

第二目　会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）

第三目　会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）

第四目　会員金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の三―第百三十九条の六）

第五目　株式会社金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の七―第百三十九条の二十一）

第六目　合併の効力の発生等（第百四十条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条の四）

第六節　雑則（第百五十四条・第百五十四条の二）

第五章の二　外国金融商品取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六― 第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　金融商品取引清算機関等

第一節　金融商品取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条― 第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条― 第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九 ―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第一節の二　主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

（第五節～第七節　新設）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第三章の二　証券仲介業者

第一節　総則（第六十六条の二―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十四）

第三節　経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六）

第四節　監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一）

第五節　雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十一）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

（第一款の二　新設）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

（第二目　新設）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百三十三条）

第四節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併

第一目　通則（第百三十六条）

第二目　会員証券取引所と会員証券取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）

第三目　会員証券取引所と株式会社証券取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）

第四目　会員証券取引所の合併の手続（第百三十九条の三―第百三十九条の六）

第五目　株式会社証券取引所の合併の手続（第百三十九条の七―第百三十九条の二十一）

第六目　合併の効力の発生等（第百四十条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第六節　雑則（第百五十三条の二・第百五十四条）

第五章の二　外国証券取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第一節の二　主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第三章の二　証券仲介業者

第一節　総則（第六十六条の二―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十四）

第三節　経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六）

第四節　監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一）

第五節　雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十一）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百三十三条）

第四節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併

第一目　通則（第百三十六条）

第二目　会員証券取引所と会員証券取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）

第三目　会員証券取引所と株式会社証券取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）

第四目　会員証券取引所の合併の手続（第百三十九条の三―第百三十九条の六）

第五目　株式会社証券取引所の合併の手続（第百三十九条の七―第百三十九条の二十一）

第六目　合併の効力の発生等（第百四十条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第六節　雑則（第百五十三条の二・第百五十四条）

第五章の二　外国証券取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第一節の二　主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第三章の二　証券仲介業者

第一節　総則（第六十六条の二―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十四）

第三節　経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六）

第四節　監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一）

第五節　雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百三十三条）

第四節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第六節　雑則（第百五十三条の二・第百五十四条）

第五章の二　外国証券取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第一節の二　主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第三章の二　証券仲介業者

第一節　総則（第六十六条の二―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十四）

第三節　経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六）

第四節　監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一）

第五節　雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百三十三条）

（第四節　削除）

第四節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百四十七条）

第五節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第六節　雑則（第百五十三条の二・第百五十四条）

第五章の二　外国証券取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令（第百七十二条―第百七十七条）

第二節　審判手続（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第三節　訴訟（第百八十五条の十八）

第四節　雑則（第百八十五条の十九―第百八十五条の二十一）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第一節の二　主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第三章の二　証券仲介業者

第一節　総則（第六十六条の二―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十四）

第三節　経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六）

第四節　監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一）

第五節　雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百二十八条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第五節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百五十条）

第六節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第七節　雑則（第百五十三条の二・第百五十四条）

第五章の二　外国証券取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百八十五条）

（第六章の二　新設）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】

（改正後）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百二十八条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第五節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百五十条）

第六節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第七節　雑則（第百五十三条の二・第百五十四条）

（改正前）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百二十八条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第五節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百五十条）

第六節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第七節　雑則（第百五十四条）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第一節の二　主要株主（第三十三条の二―第三十三条の五）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第三章の二　証券仲介業者

第一節　総則（第六十六条の二―第六十六条の六）

第二節　業務（第六十六条の七―第六十六条の十四）

第三節　経理（第六十六条の十五・第六十六条の十六）

第四節　監督（第六十六条の十七―第六十六条の二十一）

第五節　雑則（第六十六条の二十二―第六十六条の二十四）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六の二）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一目　総則（第百二条―第百六条の二）

第二目　主要株主（第百六条の三―第百六条の九）

第三目　証券取引所持株会社（第百六条の十―第百六条の三十一）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三十二―第百二十八条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第五節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百五十条）

第六節　監督（第百四十八条―第百五十三条）

第七節　雑則（第百五十四条）

第五章の二　外国証券取引所

第一節　総則（第百五十五条―第百五十五条の五）

第二節　監督（第百五十五条の六―第百五十五条の十）

第三節　雑則（第百五十六条）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の四　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百八十五条）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

（改正前）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

（第一節の二　新設）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

（第三章の二　新設）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例（第百二条―第百六条の二）

（各目　新設）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三―第百二十八条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第五節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百五十条）

第六節　監督（第百五十一条―第百五十五条の二）

第七節　雑則（第百五十六条）

（第五章の二　新設）

第五章の二　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の三　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百八十五条）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第五章の二　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）

第五章の三　証券金融会社（第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七）

（改正前）

（第五章の二　新設）

第五章の二　証券金融会社（第百五十六条の二―第百五十六条の十六）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）

第五章　証券取引所

第一節　総則（第八十条―第八十七条の六）

第二節　証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款　証券会員制法人

第一目　設立（第八十七条の七―第八十九条）

第二目　登記（第八十九条の二―第八十九条の十二）

第三目　会員（第九十条―第九十六条）

第四目　管理（第九十七条―第九十九条）

第五目　解散（第百条―第百条の七）

第六目　組織変更（第百一条―第百一条の十五）

第二款　取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例（第百二条―第百六条の二）

第三節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の三―第百二十八条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第五節　証券取引所の解散等

第一款　解散（第百三十四条・第百三十五条）

第二款　合併（第百三十六条―第百五十条）

第六節　監督（第百五十一条―第百五十五条の二）

第七節　雑則（第百五十六条）

（改正前）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

（第二章の四　新設）

第五章　証券取引所

第一節　設立及び組織（第八十条―第八十九条）

第二節　会員（第九十条―第九十九条）

第三節　管理（第百条―第百六条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の二―第百二十八条）

第五節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第六節　解散（第百三十四条―第百三十六条）

第七節　登記（第百三十七条―第百五十三条）

第八節　監督（第百五十四条―第百五十六条）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　企業内容等の開示（第三条―第二十七条）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）

第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）

第三章　証券会社等

第一節　総則（第二十八条―第三十三条）

第二節　業務（第三十四条―第四十七条の二）

第三節　経理（第四十八条―第五十三条）

第四節　監督（第五十四条―第六十三条）

第五節　雑則（第六十四条―第六十六条）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務（第六十七条―第七十九条の五）

第二節　協会員（第七十九条の六・第七十九条の七）

第三節　管理（第七十九条の八―第七十九条の十一）

第四節　監督（第七十九条の十二―第七十九条の十五）

第五節　雑則（第七十九条の十六―第七十九条の十九）

第四章の二　投資者保護基金

第一節　総則（第七十九条の二十―第七十九条の二十五）

第二節　会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）

第三節　設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）

第四節　管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）

第五節　業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）

第六節　負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）

第七節　財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）

第八節　監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）

第九節　解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）

第五章　証券取引所

第一節　設立及び組織（第八十条―第八十九条）

第二節　会員（第九十条―第九十九条）

第三節　管理（第百条―第百六条）

第四節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の二―第百二十八条）

第五節　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）

第六節　解散（第百三十四条―第百三十六条）

第七節　登記（第百三十七条―第百五十三条）

第八節　監督（第百五十四条―第百五十六条）

第五章の二　証券金融会社（第百五十六条の二―第百五十六条の十六）

第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百八十五条）

第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）

第八章　罰則（第百九十七条―第二百九条）

第九章　犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）

附則

（改正前）

第一章　総則

第二章　企業内容等の開示

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け

第三章　証券会社等

（各節　新設）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務

第二節　協会員

第三節　管理

第四節　監督

第五節　雑則

（第四章の二　新設）

第五章　証券取引所

第一節　設立及び組織

第二節　会員

第三節　管理

第四節　有価証券市場における有価証券の売買取引等

第五節　有価証券市場における有価証券の売買取引等の受託

第六節　解散

第七節　登記

第八節　監督

第五章の二　証券金融会社

第六章　有価証券の取引等に関する規制

第七章　仲介

第八章　雑則

第九章　罰則

第十章　犯則事件の調査等

（付則　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

（第八章　削除）

第八章　雑則

第九章　罰則

第十章　犯則事件の調査等

（改正前）

第八章　証券取引審議会

第九章　雑則

第十章　罰則

第十一章　犯則事件の調査等

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け

（改正前）

第二章の二　公開買付けに関する開示

（新設）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第四章　証券業協会

第一節　設立及び業務

第二節　協会員

第三節　管理

第四節　監督

第五節　雑則

第六章　有価証券の取引等に関する規制

第七章　仲介

第八章　証券取引審議会

第九章　雑則

第十章　罰則

第十一章　犯則事件の調査等

（改正前）

第四章　証券業協会

（第四章各節、第六章　新設）

第六章　仲介

第七章　証券取引審議会

第八章　雑則

第九章　罰則

（第十一章　新設）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】

（改正後）

第二章の二　公開買付けに関する開示

第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示

（改正前）

第二章の二　有価証券の公開買付けに関する届出

（第二章の三　新設）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二章　企業内容等の開示

第五章　証券取引所

第一節　設立及び組織

第二節　会員

第三節　管理

第四節　有価証券市場における有価証券の売買取引等

第五節　有価証券市場における有価証券の売買取引等の受託

第六節　解散

第七節　登記

第八節　監督

（改正前）

第二章　有価証券の募集又は売出に関する届出

第五章　証券取引所

第一節　設立及び組織

第二節　会員

第三節　管理

第四節　有価証券市場における売買取引

第五節　有価証券市場における売買取引の受託

第六節　解散

第七節　登記

第八節　監督

【昭和60年6月21日 法律第71号】

【昭和59年5月25日 法律第44号】

【昭和58年12月2日 法律第78号】

【昭和56年6月9日 法律第75号】

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第三章　証券会社等

（改正前）

第三章　証券会社

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】

（改正後）

第二章　有価証券の募集又は売出に関する届出

第二章の二　有価証券の公開買付けに関する届出

（改正前）

第二章　有価証券の募集又は売出に関する届出

（新設）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三章　証券会社

（改正前）

第三章　証券業者

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第五章の二　証券金融会社

第六章　仲介

（改正前）

（新設）

第六章　仲介

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第七章　証券取引審議会

（改正前）

第七章　証券取引委員会

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

証券取引法目次

第一章　総則

第二章　有価証券の募集又は売出に関する届出

第三章　証券業者

第四章　証券業協会

第五章　証券取引所

第一節　設立及び組織

第二節　会員

第三節　管理

第四節　有価証券市場における売買取引

第五節　有価証券市場における売買取引の受託

第六節　解散

第七節　登記

第八節　監督

第六章　仲介

第七章　証券取引委員会

第八章　雑則

第九章　罰則